

### 3歳未満の子を養育する間の平均標準報酬額等の特例（養育特例）（厚年法第26条、地共済法第79条）

#### (1) 養育特例の概要

平成27年10月の年金制度一元化により、平成27年10月から組合員（被保険者）が3歳未満の子を養育している間に、勤務時間の短縮等により給与が低下した場合で、その組合員（被保険者）の標準報酬月額が、当該子を養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬月額（以下「従前標準報酬月額」という。）を下回ったときは、組合員（被保険者）からの申し出により、従前標準報酬月額を当該下回る月の標準報酬月額とみなして、厚生年金保険給付の額の算定の基礎となる平均標準報酬額（P14参照）および退職等年金給付の額の算定の基礎となる給付算定基礎額（P95参照）を算定することとされました。

#### (2) 養育特例を受けることができる期間

養育特例を受けることができる期間は、3歳未満の子を養育することとなった日（注1）の属する月から次の①～⑥のいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月までです。

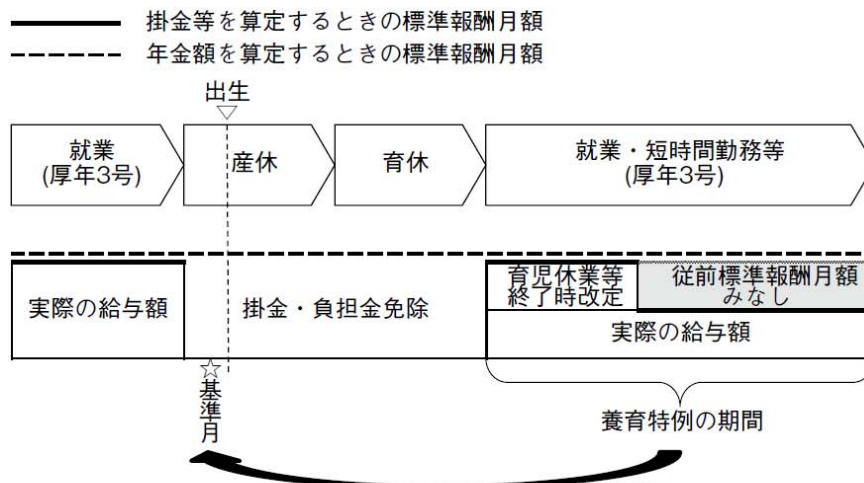
- ① 子が3歳に達したとき
- ② 組合員（被保険者）が死亡したとき、または退職したとき
- ③ 他の3歳未満の子（養育特例を受けることとなる子）を養育することとなったとき
- ④ 子が死亡したとき、または組合員（被保険者）が子を養育しないこととなったとき
- ⑤ 組合員（被保険者）が育児休業、産前産後休業による掛金の免除を受けることとなったとき
- ⑥ 3号厚年被保険者が70歳に到達したとき（注2）

（注1）「子を養育することとなった日」には、出生、養子縁組および同居開始の他に、次に該当した日も含まれます。

- ① 3歳未満の子を養育する方が組合員（被保険者）の資格を取得したとき
- ② 育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したとき（当該属する月に産前産後休業を開始している場合を除く。）
- ③ 産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したとき（当該属する月に育児休業等を開始している場合を除く。）
- ④ 次の子に係る養育特例を受ける場合で、前の子に係る養育特例を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したとき

（注2）組合員たる厚生年金の被保険者は70歳に到達したときに、その資格を喪失するため、厚生年金保険制度における養育特例は70歳に到達した日の翌日の属する月の前月に終了することとなりますが、地方公務員等共済組合法による養育特例は、組合員であれば70歳以後も引き続き適用されます。

（養育特例の例）



短時間勤務等により、標準報酬月額が子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）の従前標準報酬月額を下回っているため、この額が年金額の算定上、保障される。